

令和 5 年度 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業計画

令和 4 年度は、障害者基幹相談支援センター設置 10 年の Anniversary Report を発行し、地域の福祉関係者を訪問した。中でも市内の地域包括支援センター全 6 事業所から地域の特性や課題について聞き取ったことは、今後の基幹相談支援センターの運営に向けての大きなヒントとなった。令和 5 年度は、地域生活支援拠点等として求められる機能の一部、及び重層的支援体制整備事業において実施する事業の一部を基幹は担う役割があり、市内の相談支援体制の充実と他分野・多職種との連携、特に高齢・医療・教育の分野で地域のネットワークの充実を図る。また、第 4 次国分寺市障害者計画実施計画（前期）の最終年にあたり、障害者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるため、分野を越えた支援を障害者地域自立支援協議会等、様々な機会を活用して検討していく。

(1)事業全体の状況と目標

1 事業運営

令和 4 年度の事業は、職員から新型コロナウイルスの感染者は出たが、感染防止対策が活かされ、濃厚接触者を出すことがなく、全ての事業を遂行できた。今後も感染症対策研修で学んだ「洗浄無くして消毒無し」を指針に標準予防策に努め、環境整備、健康管理を行い、相談・会議・研修等、全ての事業を止めることなく遂行する。これまで、基幹の 4 つの機能の 1 つである権利擁護・虐待防止は、主に市内の福祉関係者・教育機関に向けて虐待防止研修を行い、年々参加者の増員を図っている。また、個別ケースでも権利擁護や虐待防止の対応を行ってきた。令和 5 年度は、支援者側がライフステージに見通しを持ち、障害当事者が自ら選択した暮らしができるよう社会福祉協議会・権利擁護センターや地域の関係者等との連携を深めていく。

2 利用者支援

面談・訪問は、感染対策を行い滞ることなく対応している。今後も関係者会議等は、オンラインにて行われることも想定されるが、その時々状況に合わせて対応する。困難ケースに対応するコンサルテーションも継続して行い、関係者のスキルアップと共に基幹職員の相談支援のスキルアップを図る。

(2)重点的な取組

個別事業の目標と取組	到達点
<p>1. 市内相談支援事業所の相談支援専門員のサポート</p> <p>①相談支援専門員との面談:市内全事業所(11事業所)</p> <p>②相談支援従事者研修:相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任者研修</p>	<p>①相談支援専門員が抱える地域課題等について聞き取る</p> <p>②国分寺市内の相談支援体制の説明と演習を個別に実施する</p>
<p>2. コンサルテーションの実施</p> <p>相談支援専門員が関わり、支援者が行き詰まっているケース、サービスは入っていないが今後相談支援専門員につなぐケース等について、専門家を外部から招いてのコンサルテーションを行う</p>	<p>・18h(1ケース2h×9回)</p> <p>・地域体制強化共同支援加算取得につなぐ</p>
<p>3. 相談支援専門員研修の企画・運営</p> <p>①新任研修:新規事業所と相談支援専門員の経験1～3年までの相談支援専門員に対して新任研修を行う</p> <p>②ブラッシュアップ研修:相談支援専門員が地域の社会資源等の情報を得るための研修を行う</p> <p>③勉強会:相談支援専門員の個別事例をもとに、事例の課題に沿った講師を招き研修を開催する</p> <p>※①～③相談支援事業所連絡会の中で行う</p>	<p>①②・1回/年以上</p> <p>・新規事業所開設の予定がないため、ブラッシュアップ研修として2回以上開催する</p> <p>③・2回/年</p>
<p>4. 支援者向け虐待防止研修の企画・運営</p> <p>・市内の福祉・教育関係者に対し、開催する</p> <p>・事業所の虐待防止研修としても活用できる内容</p> <p>・会場とオンラインのハイブリットで開催する</p>	<p>・令和5年12月7日に実施予定</p> <p>・会場:リオンホール</p> <p>・講師:検討中</p>
<p>5. 地域ネットワークの構築・拡大</p> <p>【ネットワーク構築・拡大のための研修】</p> <p>①ネットワーク研修Ⅰ(地域移行)</p> <p>都内精神科病院に研修周知し、取組を案内する</p> <p>②ネットワーク研修Ⅱ(高齢分野・障害分野)</p> <p>8050問題等、地域包括支援センターの協力も得て企画</p> <p>③ネットワーク研修Ⅲ(障害児童分野)</p> <p>令和3・4年度は性教育・性支援をテーマに研修を行った。参加者からの希望もあり、連続講座を検討する</p> <p>【ネットワークの構築・拡大のための交流】</p> <p>・地域包括支援センターの訪問:市内6事業所</p> <p>・社会福祉協議会等との情報交換</p>	<p>①・7月14日に実施予定</p> <p>・会場:リオンホール</p> <p>②・11月24日に実施予定</p> <p>・会場:リオンホール</p> <p>③・令和6年2月に実施予定</p> <p>・会場:未定</p> <p>高齢分野・社会福祉協議会との連携について新たに情報収集する</p>

<p>6. 自立支援協議会マネジメント業務</p> <p>①自立支援協議会全体会 ②相談支援部会 ③就労支援部会 ④精神保健福祉部会 ⑤相談支援事業所連絡会 ⑥障害児通所支援事業所連絡会 ⑦地域移行等支援連絡会 ⑧ニューズレターの製作・発行 ※①～⑧市と基幹が事務局として連携し開催する</p>	<p>① 3回/年（全文記録） ② 3回/年（要点記録） ③ 3回/年（要点記録） ④ 3回/年（要点記録） ⑤12回/年（要点記録） ⑥ 3回/年（市記録） ⑦12回/年（市・地活・基幹輪番） ⑧ 2回/年（発行）</p>
<p>7. 市との定例協議、その他連絡会等</p> <p>①市－基幹定例協議：基幹業務または個別ケースについて協議する。検討し切れなかった案件は、別途時間を取り協議する</p> <p>②施設担当者意見交換会、医療的ケア児支援関係者会議、発達障害者関係機関情報交換会、高次脳機能障害関係機関連絡会、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク、地域ケア会議権利擁護部会、権利擁護関係機関連絡会、消費者見守りネットワーク協議会、地域福祉コーディネーター連絡会、基幹相談支援センター連絡会に出席する</p>	<p>①12回/年（要点記録）</p> <p>②施設担当者意見交換会・医療的ケア児支援関係者会議、高齢者・障害者虐待防止ネットワークはセンター長が出席する その他は、基幹として担当職員が出席する</p>
<p>8. 緊急度の高いケースの把握</p> <p>①緊急入所保護事業説明：相談支援専門員の利用者宅への訪問に合わせて市と同行する</p> <p>②緊急度の高い家庭の把握は、訪問後の情報を市と共有する</p> <p>③24時間 365日緊急電話対応は、センター長、主任等、対応可能な職員でシフトを組み担当する</p>	<p>①市の依頼で訪問同行する</p> <p>②市が作成した記録を基幹にも保管し情報共有する 緊急携帯に連絡先を入力する</p> <p>③電話を受けた職員は、センター長に連絡し市と連携して対応する</p>